

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画（素案）新旧対照表【令和 2 年 11 月 16 日第 4 回白井市障害者計画等策定委員会】

頁	修正前	修正後	考え方
第一章 4 項 計 画 策 定 の 背 景 ・ 目 的	<p>近年の国における障害福祉施策等の動向（『白井市第 5 期障害福祉計画』策定以降）</p> <p><u>○国の障害福祉施策における具体的な取組と主な検討事項は以下のとおりです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携。</u> ・<u>耳の聴こえない人と耳の聴こえる人とを、オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、即時双方向につなぐ、サービス電話リレーサービス。</u> ・<u>障害児入所施設改革（発達支援機能、自立支援機能、社会的養護機能、地域支援機能が、支援の現場で発揮されるよう、取組を強化。）</u> ・<u>雇用施策との連携による職場等における介助や通勤の支援を実施する重度障害者等就労支援特別事業。</u> ・<u>地域共生社会の実現に向けた農福連携推進。</u> ・<u>サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直し。</u> ・<u>相談支援の質の向上に向けた相談支援専門員の研修制度の見直し。</u> ・<u>精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し。</u> ・<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。</u> ・<u>障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直し。</u> ・<u>障害者手帳のカード化。</u> ・<u>就学前の障がい児の発達支援の無償化。</u> ・<u>視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進に寄与する読書バリアフリー法施行。</u> ・<u>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行。</u> ・<u>ギャンブル等依存症対策基本法施行。</u> <p><u>○平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定では、主に以下の内容項目についての報酬改定が行われました。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援</u> ・<u>精神障害者の地域移行の推進</u> ・<u>就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進</u> ・<u>医療的ケア児への対応等</u> ・<u>障害福祉サービスの持続可能性の確保</u> 	<p>近年の国における障害福祉施策等の動向（『白井市第 5 期障害福祉計画』策定以降）</p> <p>平成 30 年</p> <p>3 月 「障害者基本計画（第 4 次）」策定</p> <p>4 月 改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 <p>6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定が努力義務化（地方公共団体） ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 <p>平成 31 年</p> <p>3 月 「障害者文化芸術推進計画」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現 ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 <p>令和元年</p> <p>6 月 改正「障害者雇用促進法」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） <p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする <p>令和 2 年</p> <p>6 月 改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大 ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・国民に向けた広報啓発の取組推進 	<p>近年の国における障害福祉施策等の動向について、時系列ごとに修正し、主な内容をまとめました。</p>

第一章 5 項 計画の性格と位置づけ	<p>◇国の基本指針</p> <p>国の基本指針は、市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするもので、次にあげる基本的な理念に配慮して計画を作成する必要があるとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ・ 地域共生社会の実現に向けた取組 ・ 障がい児の健やかな育成のための発達支援 ・ 障がい福祉人材の確保 ・ 障がい者の社会参加を支える取組 <p>また、国の基本指針は、令和 3 年 3 月、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の策定に向けて次のようなポイントでの見直しが行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 ・ 依存症対策の推進 ・ 相談支援体制の充実・強化等 ・ 発達障害者支援の一層の充実、医療機関等の確保 ・ 障がい児の地域支援機能の強化 ・ 障がい児入所施設の小規模化等の体制整備 ・ 保育、保健医療、教育等の関係機関連携 ・ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 	<p>◇国の基本指針</p> <p>国の基本指針は、市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするもので、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の策定に向けて次のようなポイントでの見直しが行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生活の維持及び継続の推進 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 福祉施設から一般就労への移行等 ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ・ 発達障害者等支援の一層の充実 ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ・ 障害者による文化芸術活動の推進 ・ 障害福祉サービスの質の確保 ・ 福祉人材の確保 	<p>基本指針は、理念、方針、成果目標、指標について示されているが、内容が重複していたり、わかりづらい点が多かったため、今回の基本指針の見直しにおける主なポイントを整理いたしました。</p>
--------------------	---	--	---

2 計画の基本方針

前節に掲げた目標像の実現をめざし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国の基本指針の基本的理念及び白井市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本的考え方との整合を図ったうえで、次の7点を基本方針として設定します。

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的なサービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる人の範囲を、「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって18歳以上の人」と「障がい児」として、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者については、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることの周知を図り、サービスの利用を促します。

(3) 地域生活への移行、継続及び就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保いたします。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築を進めます。

2 計画の基本方針

前節に掲げた目標像の実現をめざし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国の基本指針の基本的理念及び白井市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の基本的考え方との整合を図ったうえで、次の8点を基本方針として設定します。

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の推進を行う。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括システムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を新たに活動指標に加える。
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、関係機関と連携し地域の包括的な協力連携体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を促進させる。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安定して働き続けられる環境整備を進める。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援を促進させる。

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加）」「地域やコミュニティケアにおけるケア、支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、関係機関と調整、協議を行っていく。

(5) 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する周知、情報提供を促進する。
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができるよう医療機関等と連携を図る。

今回改正された国の基本指針に記載されている、理念、方針、成果目標、指標及び前計画の基本方針と整合性を図り、内容を具体的かつ簡潔にまとめました。

(5) 障がい児の発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

(6) 障害福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していきます。研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組みます。

(7) 障がい者の社会参加等を支える取組

障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ支援を進めます。特に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（平成 31 年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児支援体制について、関係機関と連携を図り支援体制を整える。
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、関係機関と連携し、それぞれの役割を明確化し、支援体制を整える。
- ・障害児入所支援における 18 歳以降の支援のあり方について、関係機関が参加して協議を行う体制を整える。
- ・重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握を行う。

(7) 障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、関係機関と連携し、市民への周知、情報提供を行う。

(8) 障害福祉サービスの質、福祉人材の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるようサービス事業者の研修体制の充実や適性なサービス提供が行えているかどうかを関係機関と連携して、情報収集を行う。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**【国指針の主旨】**

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	地域で支えるシステム構築

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実**【国指針の主旨】**

- 地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	年 1 回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行**【国指針の主旨】**

- 令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 31 年度実績の 1.27 倍以上とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ平成 31 年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。
- 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。
- 大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援 B 型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成 31 年度の年間一般就労者数（A）	15 人	平成 31 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】令和 5 年度の年間一般就労者数	20 人（133%）	令和 5 年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数（A の 1.27 倍以上）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**【国指針の主旨】**

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	地域で支えるシステム構築

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実**【国指針の主旨】**

- 地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	年 1 回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行**【国指針の主旨】**

- 令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 31 年度実績の 1.27 倍以上とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ平成 31 年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。
- 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。
- 大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援 B 型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成 31 年度の年間一般就労者数（A）	15 人	平成 31 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】令和 5 年度の年間一般就労者数	20 人（133%）	令和 5 年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数（A の 1.27 倍以上）

基本方針、指標と重複して記載されている備考等を削除しました。

平成 31 年度末の就労移行支援事業利用者数 (B)	23 人	大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進が望ましい
【目標値】令和 5 年度末の就労移行支援事業利用者数	30 人 (130%)	(B の 1.3 倍以上)
平成 31 年度末の就労継続支援 A 型事業利用者数 (C)	24 人	
【目標値】令和 5 年度末の就労継続支援 A 型事業利用者数	31 人 (129%)	(C の 1.26 倍以上)
平成 31 年度末の就労継続支援 B 型事業利用者数 (D)	58 人	農福連携の取組推進及び高齢障害者に対する利用促進が望ましい
【目標値】令和 5 年度末の就労継続支援 B 型事業利用者数	72 人 (124%)	(D の 1.23 倍以上)
【目標値】令和 5 年度末の就労定着支援利用率	70%	(令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援を利用した人の割合)
【目標値】就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	(市内の就労定着支援事業所数の 7 割以上)

平成 31 年度末の就労移行支援事業利用者数 (B)	23 人	大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進が望ましい
【目標値】令和 5 年度末の就労移行支援事業利用者数	30 人 (130%)	(B の 1.3 倍以上)
平成 31 年度末の就労継続支援 A 型事業利用者数 (C)	24 人	
【目標値】令和 5 年度末の就労継続支援 A 型事業利用者数	31 人 (129%)	(C の 1.26 倍以上)
平成 31 年度末の就労継続支援 B 型事業利用者数 (D)	58 人	農福連携の取組推進及び高齢障害者に対する利用促進が望ましい
【目標値】令和 5 年度末の就労継続支援 B 型事業利用者数	72 人 (124%)	(D の 1.23 倍以上)
【目標値】令和 5 年度末の就労定着支援利用率	70%	(令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援を利用した人の割合)
【目標値】就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	(市内の就労定着支援事業所数の 7 割以上)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国指針の主旨】

- 令和 5 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置する。
- 令和 5 年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和 5 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上確保する。
- 令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】児童発達支援センター設置数	1 か所	令和 5 年度末までに市こども発達センターを児童発達支援センターにすることを目標とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国指針の主旨】

- 令和 5 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置する。
- 令和 5 年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和 5 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上確保する。
- 令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】児童発達支援センター設置数	1 か所	令和 5 年度末までに市こども発達センターを児童発達支援センターにすることを目標とする。

【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	令和 5 年度末までに市こども発達センターにおける保育所等訪問支援の実施を目標とします。
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所	近隣自治体と連携し、令和 5 年度までに確保することを目標とします。
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 か所	近隣自治体と連携し、令和 5 年度までに確保することを目標とします。
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	令和 5 年度末までに設置することを目標とし、設置の形態は今後検討します。
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	令和 5 年度末までに配置することを目標とします。

(6)

相談支援体制の充実・強化等

【国指針の主旨】

- 令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【成果目標】

【目標】令和 5 年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保	確保	
---	----	--

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針の主旨】

- 令和 5 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

【成果目標】

【目標】令和 5 年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築	地域課題等の協議の場設置を検討
---	----	-----------------

【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	令和 5 年度末までに市こども発達センターにおける保育所等訪問支援の実施を目標とします。
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所	近隣自治体と連携し、令和 5 年度までに確保することを目標とします。
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 か所	近隣自治体と連携し、令和 5 年度までに確保することを目標とします。
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	令和 5 年度末までに設置することを目標とし、設置の形態は今後検討します。
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	令和 5 年度末までに配置することを目標とします。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国指針の主旨】

- 令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【成果目標】

【目標】令和 5 年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保	確保	
---	----	--

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針の主旨】

- 令和 5 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

【成果目標】

【目標】令和 5 年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築	地域課題等の協議の場設置を検討
---	----	-----------------

3 障がいのある人・難病患者の将来推計

第 5 次総合計画の将来人口の推計にあたっては、平成 22 年国勢調査人口を基準としてコーホート要因法により算出しており、市の人口は令和 2 年の 65,500 人をピークに、その後減少していく見込みとなっています。

本計画の策定にあたり今回実施した将来人口の推計は、**平成 28 年から平成 31 年**の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法により推計を行ったものです。この推計方法は、比較的近い将来の推計で、算出の基礎となる過去、将来にニュータウン開発や鉄道新設などの特殊な人口変動がない場合に有用な推計方法とされているものです。

市では、障がいのある人(手帳所持者)は増加の傾向を示しており、高齢化の進行に伴う身体障がい者等の増加などもあり、本計画期間中においては引き続き増加傾向が続くことが見込まれます。難病患者につきましては、29 年度以降減少傾向を示しており、人口の減少に伴い減少傾向が続くことが見込まれます。

このことを踏まえ、本計画期間における障がいのある人の数(3 障がいの手帳所持者数の合計)及び難病患者数を下表のとおり推計しております

■障がい者(手帳所持者)数の実績と見込み

(単位：人)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人口 ^{☆1} (住民基本台帳)	63,555	63,336	63,437	63,036	62,707	62,278
身体障害者手帳 所持者数	1,573	1,630	1,661	1,679	1,698	1,715
療育手帳所持者数	363	382	397	409	421	432
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	382	422	456	486	517	546
難病患者数 ^{☆2}	409	400	392	382	372	362
合計	2,727	2,834	2,906	2,956	3,008	3,055
対総人口比率 (単位：%)	4.3%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%

※ 平成 30 年度、平成 31 年度末実績値。(平成 31 年度難病患者数は推計値) 令和 2 年度以降は推計値です。

☆1 人口はしろいこどもプラン(白井市第 2 期子ども・子育て支援事業計画)と整合をとった推計です。

☆2 難病患者数は平成 30 年度までの「難病等受給者証」所持者数の受給者数を基礎として推計しています。

3 障がいのある人・難病患者の将来推計

第 5 次総合計画の将来人口の推計にあたっては、平成 22 年国勢調査人口を基準としてコーホート要因法により算出しており、市の人口は令和 2 年の 65,500 人をピークに、その後減少していく見込みとなっています。

本計画の策定にあたり今回実施した将来人口の推計は、**過去 5 年間**の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法により推計を行ったものです。この推計方法は、比較的近い将来の推計で、算出の基礎となる過去、将来にニュータウン開発や鉄道新設などの特殊な人口変動がない場合に有用な推計方法とされているものです。

市では、障がいのある人(手帳所持者)は増加の傾向を示しており、高齢化の進行に伴う身体障がい者等の増加などもあり、本計画期間中においては引き続き増加傾向が続くことが見込まれます。難病患者につきましては、29 年度以降減少傾向を示しており、人口の減少に伴い減少傾向が続くことが見込まれます。

このことを踏まえ、本計画期間における障がいのある人の数(3 障がいの手帳所持者数の合計)及び難病患者数を下表のとおり推計しております

■障がい者(手帳所持者)数の実績と見込み

(単位：人)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人口 ^{☆1} (住民基本台帳)	63,555	63,336	63,190	63,104	62,981	62,819
身体障害者手帳 所持者数	1,573	1,630	1,661	1,679	1,698	1,715
療育手帳所持者数	363	382	397	409	421	432
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	382	422	456	486	517	546
難病患者数 ^{☆2}	409	400	392	382	372	362
合計	2,727	2,834	2,906	2,956	3,008	3,055
対総人口比率 (単位：%)	4.3%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%

※ 平成 30 年度、平成 31 年度末実績値。(平成 31 年度難病患者数は推計値) 令和 2 年度以降は推計値です。

☆1 人口は第 8 期白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と整合をとった推計です。

☆2 難病患者数は平成 30 年度までの「難病等受給者証」所持者数の受給者数を基礎として推計しています。

直近の人口傾向を反映させるために、令和 2 年度から令和 5 年度末までの将来人口推計を計算し直した。

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

第5期の実績と第6期の見込み

区 分	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	600	613	<u>518</u>	<u>554</u>	<u>593</u>	<u>635</u>
人数(人/月)	124	125	<u>111</u>	<u>119</u>	<u>128</u>	<u>136</u>

【見込み量の確保のための方策等】

それぞれの児童に合った療育方法、適正量確保を図るため、セルフプラン解消に向けた取組を関係機関と協力、調整を行い、必要なサービス量の確保を図ります。

③放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

第5期の実績と第6期の見込み

区 分	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	1,071	1,148	<u>1,019</u>	<u>1,152</u>	<u>1,302</u>	<u>1,471</u>
人数(人/月)	149	147	<u>124</u>	<u>140</u>	<u>158</u>	<u>179</u>

【見込み量の確保のための方策等】

それぞれの児童に合った療育方法、適正量確保を図るため、セルフプラン解消に向けた取組を関係機関と協力、調整を行い、必要なサービス量の確保を図ります。

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

第5期の実績と第6期の見込み

区 分	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	600	613	<u>651</u>	<u>697</u>	<u>746</u>	<u>798</u>
人数(人/月)	124	125	<u>140</u>	<u>150</u>	<u>160</u>	<u>172</u>

【見込み量の確保のための方策等】

それぞれの児童に合った療育方法、適正量確保を図るため、セルフプラン解消に向けた取組を関係機関と協力、調整を行い、必要なサービス量の確保を図ります。

③放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

第5期の実績と第6期の見込み

区 分	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
合計日数 (人日/月)	1,071	1,148	<u>1,275</u>	<u>1,415</u>	<u>1,570</u>	<u>1,743</u>
人数(人/月)	149	147	<u>155</u>	<u>172</u>	<u>191</u>	<u>212</u>

【見込み量の確保のための方策等】

それぞれの児童に合った療育方法、適正量確保を図るため、セルフプラン解消に向けた取組を関係機関と協力、調整を行い、必要なサービス量の確保を図ります。

新型コロナの影響や市内に新しく事業所ができたことを踏まえて、令和2年度から令和5年度までの見込を修正いたしました。

(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

第5期の実績と第6期の見込み

区 分	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
人数(人/月)	18.1	23.5	37.0	43.3	50.6	59.3

【見込み量の確保のための方策等】

市内の相談支援事業所数は大きく不足しており、セルフプランによるサービス支給申請が多い現状を改善するためにも、地域生活支援拠点への設置などによる市内での増設を目指すとともに、県等との連携により、相談支援専門員の育成に協力していきます。

(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
人数(人/月)	18.1	23.5	37.0	43.3	50.6	59.3

【見込み量の確保のための方策等】

市内の相談支援事業所数は不足しており、セルフプランによるサービス支給申請が多い現状を改善するためにも、民間事業者や関係機関と連携しながら、体制整備に努めてまいります。

現在の地域生活支援拠点に、既に相談支援事業所が含まれているので、方策を修正しました。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
①手話通訳者設置事業(実設置見込み通訳者数)(人)	0	0	0	0	0	0
②手話通訳者派遣事業(実利用見込み者数)(人)	6	3	5	5	5	5
③要約筆記者派遣事業(実利用見込み者数)(人)						

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
実利用見込み者数 (人/年)	7,634	7,799	8,667	8,753	8,841	8,929
延べ利用見込み時間数 (時間/年)	65	69	70	70	71	72

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
①手話通訳者設置事業(実設置見込み通訳者数)(人)	0	0	0	0	0	0
②手話通訳者派遣事業(実利用見込み者数)(人)	6	6	5	5	5	5
③要約筆記者派遣事業(実利用見込み者数)(人)						

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
実利用見込み者数 (人/年)	7,634	7,799	8,667	8,753	8,841	8,929
延べ利用見込み時間数 (時間/年)	65	74	70	70	71	72

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

平成31年度実績に誤りがありましたので、修正いたしました。

(4) 地域生活支援事業の計画値（見込み量）と実績値

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者設置事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
設置実人数（人/年）	0	0	0	0
見込比（%）	—		—	
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	5（2サービス合計）	6	5（2サービス合計）	3
見込比（%）	120.0		60.0	

⑨ 移動支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	58	65	58	69
見込比（%）	112.1		119.0	
延べ利用時間（時間/年）	7,843	7,634	7,843	7,799
見込比（%）	97.3		99.4	

(4) 地域生活支援事業の計画値（見込み量）と実績値

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者設置事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
設置実人数（人/年）	0	0	0	0
見込比（%）	—		—	
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	5（2サービス合計）	6	5（2サービス合計）	6
見込比（%）	120.0		120.0	

⑨ 移動支援事業

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	58	65	58	74
見込比（%）	112.1		127.6	
延べ利用時間（時間/年）	7,843	7,634	7,843	7,799
見込比（%）	97.3		99.4	

平成 31 年度実績に誤りがありましたので、修正いたしました。